平成２７年（フ）第４５４号
広島市西区己斐上２丁目39番25号
破産者　泉原　榮志
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
大阪市平野区加美東３丁目12番21―303号
破産者　宮本　　博
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８３号
福岡市西区拾六町団地４番１―203号
破産者　萩尾　百枝
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９２号
福岡市中央区港２丁目７番26―406号
破産者　片柳　康宏
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０７号
福岡県太宰府市宰府１丁目３番17―102号、前住所福岡県太宰府市観世音寺２丁目７番27―303号
破産者　ハンナこと　福守　龍哉
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３５号
福岡県糸島市板持１丁目17番29号、前住所福岡市早良区荒江２丁目７番29―302号
破産者　杉山　正憲
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３５号
長崎県長崎市つつじが丘３丁目11番５号　メリーハウス202号
破産者　一瀬　圭司
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
長崎県長崎市本尾町１番28―604号、旧住所長崎県長崎市扇町22番９号　近藤アパート１F
破産者　中村　幸照
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷562番地
破産者　勇村　良興
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
長崎県南島原市口之津町丙1022番地１
破産者　濱田　由佳
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第７号
大分県豊後大野市三重町井迫1408番地
破産者　岡本　卓也
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２０８号
北海道釧路郡釧路町光和４丁目53番地　パークマンション２―101号室、開始決定時の住所北海道釧路郡釧路町緑３丁目３番地
破産者　須藤　　実
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１１３号
福島県本宮市青田字山田１番地２　コートシャルマンⅦ　205号、開始決定時の住所福島県本宮市本宮字塩田入47番地５
破産者　齋藤　圭一
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１２４８号
横浜市磯子区汐見台３丁目５番地５　3508棟821号
破産者　小ケ口哲也
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７００号
川崎市中原区下小田中２丁目28番21号　ジュネスパートⅡ　302
破産者　原田　知義
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９５８号
横浜市南区南太田３丁目23番４―201号
破産者　遠藤　真里
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３５号
横浜市都筑区南山田２丁目５番２号　エクレールド徳水502号
破産者　高橋　清喜
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３号
横浜市磯子区丸山１丁目25番５号　ガーデンハイツ丸山102号、開始決定時の住所横浜市港南区丸山台１丁目３番12―204号
破産者　大野庄一朗
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部